

土地改良事業（ほ場整備事業）について

平成27年7月

農林水産省農村振興局

1 土地改良制度の概要

- ・土地改良事業は、農業者の同意と申請に基づき実施することが原則（国又は都道府県が事業主体となり土地改良事業を実施する場合も、農業者の同意、申請等の手続を経て実施。）。また、その公共性・公益性から、事業参加資格者の3分の2以上の同意により、強制的に事業を実施することが可能。
- ・土地改良事業の内容は、かんがい排水施設等の整備のほか、区画整理（いわゆる「ほ場整備」）、災害復旧等。
- ・土地改良事業の参加資格者は、原則として耕作者（所有者と耕作者が異なる場合には、農業委員会の承認を得て所有者とすることも可能。）。

土地改良法の原則

農業者の同意・申請

土地改良事業は、原則として、受益農業者の同意、申請に基づき実施。

（社会資本の形成を行うものであるが、農業者の私的財産である農用地に利益を及ぼし、その対価として農業者も費用負担。）

3分の2強制

土地改良事業は、事業参加資格者（受益農業者）の3分の2以上の同意があれば、強制的に事業を実施し、費用負担させることが可能。

（土地・水系のつながりのある一定の地域内の土地を事業受益地とする。）

土地改良事業の種類

- ・土地改良施設（かんがい排水施設、農業用道路等）の新設、更新、管理等
- ・区画整理（土地の区画形質の変更。いわゆる「ほ場整備事業」）
- ・災害復旧
- ・交換分合等

事業参加資格者

区分	事業参加資格者
農用地	自作地 所有者 （＝耕作者）
	小作地 原則：使用収益権者 （＝耕作者） （例外：農業委員会の承認があった場合は所有者とすることが可能）

都道府県営事業の手続の流れ

地域の事業参加資格者15人以上（申請人）が計画概要等を策定



事業参加資格者の同意取得（3分の2以上）



申請人から県へ事業実施の申請



都道府県が事業主体となり事業計画を策定



事業計画の公告・縦覧



計画確定



事業実施

2 ほ場整備事業の同意状況

・土地改良事業は、事業参加資格者の3分の2以上の同意があれば実施可能であるが、実態としては、都道府県営のほ場整備事業の場合、平均99%の同意により実施されている状況。

・これは、ほ場整備等の工事や、事業実施後の施設管理、負担金徴収等が円滑に進むようにするためには、可能な限り多くの同意を得ておくことが望ましいという事情があることによるものと思料。

都道府県営のほ場整備事業の同意状況

	同意率	地区数
平成24年度	100%	75地区(70%)
	95~100%	27地区(25%)
	90~95%	5地区(5%)
	90%未満	0地区(0%)
	平均:99%	合計:107地区
平成25年度	100%	44地区(65%)
	95~100%	21地区(31%)
	90~95%	2地区(3%)
	90%未満	1地区(1%)
	平均:99%	合計:68地区
平成26年度	100%	39地区(65%)
	95~100%	14地区(23%)
	90~95%	6地区(10%)
	90%未満	1地区(2%)
	平均:98%	合計:60地区
3力年平均	100%	158地区(67%)
	95~100%	62地区(26%)
	90~95%	13地区(6%)
	90%未満	2地区(1%)
	平均:99%	合計:235地区

事業主体が可能な限り多くの同意を得ようとする理由として考えられるもの

- 農家毎のほ場の条件や営農状況が異なっており、工事の実施に先立ち、ほ場の整備条件(例:ほ場の表土の質、水路・取入口の位置・高さ、畦畔の高さ)について、あらかじめ各農家の理解を得ておく必要があること。
- 事業により整備されるかんがい排水路、農道等の施設の適切かつ円滑な施設管理を行うためには、日々の管理を担う各農家の理解と協力を得ておく必要があること。
- 水路の整備により、従来からの水利慣行が変更される場合には、これに伴う新たな水配分について地域農家の合意を得ておく必要があること。
- 事業に伴う農家の負担金を円滑に徴収する必要があること。